

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年2月24日認可した。

平成24年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北堀江2号水路地区
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上宮北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）衣掛檀紙地区
香川町浅野土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）岡ノ上地区
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）夫婦塚地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）狸塚地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東山崎頭首工地区
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大角地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三十六地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）来栖地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鯰越地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横谷川地区